

令和7年度 魚沼市立須原小学校における「学校いじめ防止基本方針」

本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第十三条により、須原小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定しました。

1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童が在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年度 いじめ防止対策推進法 第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うものです。

（平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

いじめの類似行為の定義

「いじめの類似行為」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童等が当該行為を知った時に心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」

（令和3年7月 新潟県いじめなどの対策に関する条例 第2条2項）

具体的ないじめ類似行為の例

インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など

いじめ防止に向けた基本姿勢＜5つのポイント＞

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じます。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたります。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたります。

2 いじめ対策のための校内組織の設置

校長、教頭、該当担任、生活指導主任、養護教諭からなる、いじめ防止等の対策のための校内組織を設置します。ただし小規模校である本校の実態から、基本的には全職員ですべての事案に対応します。

3 いじめの未然防止，早期発見，早期対応等に関する取組

(1) 学校全体としての取組

内 容		児童へ直接かかわる取組内容	保護者との連携や依頼内容
いじめの未然防止		○温かい学級づくり ○個々の価値観等の理解（道徳・特活） ○道徳教育の充実（人権教育，情報モラル） ○正しい判断力の育成（道徳・特活） ○奉仕的体験活動への積極的取組 ○いじめ見逃しゼロスクール集会の実施	○自他の物を区別し，大切に扱う心の育成 ○ゲーム，インターネット，携帯電話等の約束づくり ○生活の様々な機会を通し善悪の判断を育成 ○地域での様々な体験への参加
いじめの早期発見		○集団から離れて一人でのいる児童への声掛け ○WEBQUや面談，アンケートによる情報収集 ○文房具等の持ち物にいたずらや紛失があった際の即時対応と原因追究	○日常的・積極的な子どもとの会話 ○服装の汚れや乱れ，ケガのチェック ○子どもの持ち物の紛失や増加に注意 ○アンケートによる情報収集
いじめの早期対応	いじめられた側	○本人や周囲からの聞き取りによる，身体的・精神的な被害の的確な把握，迅速な初期対応 ○休憩時間や登下校時にも，教師による見回りを行うなど，被害が継続しない体制づくり ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決	○子どもを守る強い姿勢を見せることと，子どもの話をよく聞くことでの事実や心情の把握 ○問題解決へ向けた学校の方針への理解と協力
	いじめた側	○事実を確認し，「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度でいじめを阻止 ○いじめの原因や背景の調査による根本的解決 ○関係機関（警察，児童相談所，教育相談，カウンセラー等）との連携	○いじめられた児童を守る対応をすることへの理解 ○事実の冷静な確認と子どもの言い分を聞くこと ○被害児童・保護者への適切な対応（謝罪等）

【早期対応の具体的な流れ】

①その日のうちに，担任が関係児童から話を聞く。

（必要に応じて生活指導主任，養護教諭，教頭も役割分担をして実態把握をする。）

②その日のうちに，生活指導主任が「いじめ・不登校等対策委員会」を開く。

<いじめ・不登校等対策委員会で次のことを確認する。>

- ア いじめを受けている子を守るための緊急の具体策
- イ いじめを受けている子を守るための根本的な具体策
- ウ いじめた側への対応策
- エ 保護者への連絡のとり方
- オ その他

③いじめ・不登校等対策委員会で確認したことを，担任が保護者（いじめを受けた子，いじめをした子）に伝える。

④ 1 週間以内に、生活指導主任が「いじめ・不登校等対策委員会」を開く。

＜いじめ・不登校等対策委員会で次のことを確認する。＞

- ア 問題解決度
- イ 今後の対応策
- ウ その他

(2) 家庭や地域との連携

各家庭（P T A）での取組	○子どもに関心をもち、寂しさやストレスに気付くことのできるような啓発 ○子どものがんばりをしっかり認めて褒めること、いけない時にははっきりと叱ることの実践啓蒙 ○全家族の子育てへの積極的参加を啓発
地域での取組	○子どもたちへの積極的なあいさつと声かけの依頼 ○近所等で困っている子どもへの積極的な声かけと学校（保護者）への連絡 ○スクールガード、民生委員さんとの情報交換

4 教育委員会や関係機関等との連携

(1) いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談します。これは、児童や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申し出があった場合も同様とします。

(2) いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処します。また児童の生命、身体又は財産に重大な損害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

5 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行います。また、事実確認により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供します。

6 懲戒権の適切な行使

教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、いじめを受けた児童の保護を第一に、いじめを行った児童に対して適切に懲戒を加えることがあります。その際は教育的配慮に留意し、児童が自らの行為を理解し、健全な人間関係を育むことができるように促していきます。

7 学校評価の実施

いじめ問題への取組等について自己評価を行い、学校関係者評価と合わせ、結果を公表します。

8 関係法令

(1) 教育基本法

①教育の機会均等（第4条）

全ての国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受け入れる機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

②学校教育（第6条2）

前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んじるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

③家庭教育（第10条）

父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

(2) 学校教育法

①第4章小学校（第35条）

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一または二以上を繰り返し行う等性行不良であって、他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛または財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害または心身の苦痛を与える行為
- 三 施設または設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

(3) いじめ防止対策推進法

①第1章総則＜定義＞（第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) 新潟県いじめなどの対策に関する条例（県条例）

いじめの類似行為の定義

「いじめの類似行為」とは、県条例第2条2項で「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該児童等が当該行為を知った時に心身の苦痛を感じる蓋然性の高いもの」

3－2 具体的ないじめ類似行為の例

- ・インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など